

平成17年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成17年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,809,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,954,538,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		693,745,937	4,216,147	697,962,084
	1 地方交付税	693,745,937	4,216,147	697,962,084
7 分担金及び負担金		46,579,372	△ 1,020,371	45,559,001
	1 分担金	3,020,841	350,336	3,371,177
	2 負担金	43,558,531	△ 1,370,707	42,187,824
8 使用料及び手数料		34,644,480	△ 528,858	34,115,622
	1 使用料	23,194,993	△ 528,858	22,666,135
9 国庫支出金		434,673,958	203,865	434,877,823
	1 国庫負担金	137,592,589	554,076	138,146,665
	2 国庫補助金	286,801,097	△ 334,847	286,466,250
	3 委託金	10,280,272	△ 15,364	10,264,908
10 財産収入		7,518,767	4,123	7,522,890

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 財産運用収入	4,644,387	1,535	4,645,922
	2 財産売却収入	2,874,380	2,588	2,876,968
12 繰入金		99,274,775	2,626	99,277,401
	2 基金繰入金	96,031,777	2,626	96,034,403
14 諸収入		282,018,904	△ 107,291	281,911,613
	3 貸付金収入	259,634,491	△ 79,854	259,554,637
	4 受託事業収入	4,321,652	△ 29,403	4,292,249
	6 雑収入	7,342,634	1,966	7,344,600
15 道債		624,434,333	2,039,000	626,473,333
	1 道債	624,434,333	2,039,000	626,473,333
歳入合計		2,949,729,255	4,809,241	2,954,538,496

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,721,074	11,300	3,732,374
	1 議 会 費	3,721,074	11,300	3,732,374
2 総 務 費		247,731,798	1,165,677	248,897,475
	1 総 務 管 理 費	98,462,809	1,251,077	99,713,886
	3 学 事 宗 務 費	39,171,707	△ 79,300	39,092,407
	10 選 挙 費	4,274,642	△ 11,000	4,263,642
	11 人 事 委 員 会 費	304,606	△ 12,700	291,906
	12 監 査 委 員 費	678,575	17,600	696,175
3 知 事 政 策 費		2,123,289	△ 18,188	2,105,101
	1 知 事 政 策 管 理 費	1,554,327	△ 18,188	1,536,139
4 企 画 振 興 費		49,914,690	△ 659,200	49,255,490
	1 企 画 振 興 管 理 費	5,558,258	△ 226,700	5,331,558
	6 I T 推 進 費	3,100,921	△ 432,500	2,668,421

款	項	補正前の額	補正額	計
5 環境生活費		8,980,323	803,421	9,783,744
	1 環境生活管理費	4,544,448	5,100	4,549,548
	3 環境保全費	818,257	777,342	1,595,599
	5 自然環境費	655,639	△ 3,004	652,635
	7 生活振興費	882,887	23,983	906,870
6 保健福祉費		271,302,717	121,502	271,424,219
	1 保健福祉管理費	32,720,563	108,558	32,829,121
	12 障害者保健福祉費	11,631,654	12,944	11,644,598
7 経済費		200,826,995	685,123	201,512,118
	1 経済管理費	7,165,655	21,000	7,186,655
	4 資源エネルギー費	3,108,006	△ 162,927	2,945,079
	5 産業立地費	18,590,732	844,793	19,435,525
	6 商工振興費	9,911,418	△ 28,210	9,883,208
	8 商業経済交流費	2,154,196	△ 7,633	2,146,563

款	項	補正前の額	補正額	計
	15 労働委員会費	529,252	18,100	547,352
8 農 政 費		227,898,689	△ 1,351,907	226,546,782
	1 農政管理費	17,157,148	△ 180,958	16,976,190
	3 農業経済費	10,474,064	△ 222	10,473,842
	4 土地改良指導費	78,189,615	△ 1,104,012	77,085,603
	6 構造改善費	12,701,800	△ 21,863	12,679,937
	7 農村計画費	399,440	△ 11,997	387,443
	8 農業農村整備事業費	93,119,145	△ 140,590	92,978,555
	9 道産食品安全費	1,207,048	△ 14,928	1,192,120
	10 農産園芸費	4,081,051	122,663	4,203,714
9 水産林務費		106,784,373	388,560	107,172,933
	1 水産林務管理費	13,382,732	△ 42,600	13,340,132
	2 森林環境費	2,856,076	△ 127	2,855,949
	4 水産経営費	4,765,369	△ 48,647	4,716,722

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 漁港漁村費	41,214,865	117,380	41,332,245
	7 漁業管理費	1,099,743	13,600	1,113,343
	10 森林計画費	4,759,251	△ 3,894	4,755,357
	11 林業振興費	7,285,629	244,670	7,530,299
	12 森林整備費	7,648,263	△ 1,822	7,646,441
	13 治山費	15,657,630	110,000	15,767,630
10 建設費		400,623,389	1,382,006	402,005,395
	1 建設管理費	69,009,259	△ 437,988	68,571,271
	2 道路橋りょう費	178,175,366	1,327,000	179,502,366
	3 河川費	71,916,428	259,000	72,175,428
	5 砂防海岸費	24,672,132	233,994	24,906,126
11 警察費		143,506,197	1,694,180	145,200,377
	1 警察管理費	133,719,874	1,342,095	135,061,969
	2 警察活動費	3,681,551	28,085	3,709,636

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 交通安全施設費	6,104,772	324,000	6,428,772
12 教育費		527,416,217	533,096	527,949,313
	1 教育総務費	21,757,699	△ 219,664	21,538,035
	2 小学校費	203,353,609	605,060	203,958,669
	3 中学校費	120,638,275	103,390	120,741,665
	4 高等学校費	129,708,603	341,070	130,049,673
	5 特殊学校費	45,818,173	△ 296,760	45,521,413
13 災害復旧費		9,360,860	29,265	9,390,125
	1 農地開発施設 災害復旧費	435,195	29,265	464,460
15 諸支出金		87,245,848	24,406	87,270,254
	2 諸費	79,243,654	24,406	79,268,060
歳出合計		2,949,729,255	4,809,241	2,954,538,496

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
4 企画振興費	2 計画費	道州制北海道モデル事業推進費	2,337,910	
8 農政費	8 農業農村整備事業費	道営農道整備事業費	335,000	
10 建設費	1 建設管理費	補助事業事務費	4,400	
		2 道路橋りょう費	道路公共事業費	4,003,140
			道路特別対策事業費	88,700
			緊急地方道路整備事業費	119,520
			道路負担工事費	2,200
	3 河川費	河川公共事業費	1,797,800	
13 災害復旧費	3 土木施設災害復旧費	砂防公共事業費	87,800	
		土木災害復旧事業費	1,054,600	

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成17年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成17年度から平成18年度まで	467,788
平成17年度農業経営改善促進資金融通事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成17年度から平成18年度まで	2,952
道道函館南茅部線トンネル工事に関する債務負担行為	平成15年度から平成19年度まで	5,400,000	平成15年度から平成19年度まで	5,895,000
道道栗沢南幌線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	2,350,000	平成17年度から平成20年度まで	2,350,000
放置車両の確認等事務の平成18年度に係る委託に関する債務負担行為	—	—	平成17年度から平成18年度まで	162,665
平成17年度道単独投資事業に関する債務負担行為	—	—	平成17年度から平成18年度まで	漁港事業について 131,000 漁港海岸事業について 72,000 治山事業について 197,000 道路事業について 2,385,000 河川事業について 592,000 海岸事業について 274,000 交通安全施設整備事業について 488,000 の合計額 4,139,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄土地改良事業費	29,067,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	29,052,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	15,318,000	同 上	10%以内	同 上	15,703,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	1,013,000	同 上	10%以内	同 上	1,024,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	2,381,000	同 上	10%以内	同 上	2,374,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	1,274,000	同 上	10%以内	同 上	1,315,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,439,000	同 上	10%以内	同 上	1,436,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	342,000	同 上	10%以内	同 上	385,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,515,000	同 上	10%以内	同 上	1,619,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	26,602,000	同 上	10%以内	同 上	27,615,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	4,273,000	同 上	10%以内	同 上	4,519,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,299,000	同 上	10%以内	同 上	1,360,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 関 連 事 業 費	832,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	838,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	1,233,000	同 上	10%以内	同 上	1,386,000	同 上	10%以内	同 上
耕 地 災 害 復 旧 費	56,000	同 上	10%以内	同 上	57,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	624,434,333				626,473,333			